





## 経済産業省からのお知らせ

平成12年10月1日に**液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律**が改正され、規制対象製品には新マークを表示することが義務付けられました。

その際認められた、旧マークが表示されているものであっても販売を可能とする**経過措置期間**は、次表のとおりです。

経過措置満了後、新マークが表示されていないこれらの製品を販売又は販売目的で陳列することは、**法令違反**となりますので、ご注意ください。

{経過措置満了日}

	規制対象品	新マーク	旧マーク	経過措置満了日
特定液化石油ガス器具等 (旧第1種液化石油ガス器具等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>半密閉式瞬間湯沸器</li> <li>半密閉式ストーブ</li> <li>半密閉式バーナー付ふろがま</li> <li>ふろバーナー</li> <li>液化石油ガスこんろ</li> <li>ふろがま</li> <li>ガス栓</li> </ul>		1  2 	平成17年9月30日
特定液化石油ガス器具以外の液化石油ガス器具等 (旧第2種液化石油ガス器具等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>開放式・密閉式・屋外式瞬間湯沸器</li> <li>開放式・密閉式・屋外式ストーブ</li> <li>密閉式・屋外式バーナー付ふろがま</li> <li>調整器</li> <li>高圧ホース</li> <li>低圧ホース</li> <li>対震遮断器</li> <li>ガス漏れ警報器</li> </ul>		3 なし	平成17年9月30日 平成14年3月31日

1:検定合格マーク。ガス栓では、記号「JIA」は、記号「LIA」へ置き換え。

2:登録製造事業者合格マーク。記号「L9ナ01」は登録番号の例であり、事業者によって異なる。

3:平成11年以前に製造/輸入された開放式のもの、平成8年以前に製造/輸入された密閉式/屋外式のもの、調整器及び高圧ホースは、旧第1種液化石油ガス器具等として 1又は 2の旧マーク表示。

### (問い合わせ先)

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課	03 - 3501 - 4707(直通)
北海道経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室	011 - 709 - 1792(直通)
東北経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室	022 - 215 - 9887(直通)
関東経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室	048 - 600 - 0409(直通)
中部経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室	052 - 951 - 0576(直通)
近畿経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室	06 - 6966 - 6098(直通)
中国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室	082 - 224 - 5671(直通)
四国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室	087 - 831 - 3240(直通)
九州経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室	092 - 482 - 5523(直通)
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	098 - 864 - 2321(直通)